

岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和8年度の渇水において、農業用水の確保に緊急に必要となる応急的な対策等を実施することで、農作物の干ばつ被害を未然に防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額以下の補助金を予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び請求の時期等)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和8年10月30日までに、岩美町渇水対策等緊急事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して本補助金の申請及び請求を行うものとする。

(1) 令和8年度渇水対策等緊急事業実施調書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の支出が確認できる資料（領収書、写真等）

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 町長は、前条の規定による補助金等の交付の申請及び請求があったときは、申請書の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定及び支払いを行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 町長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 承認を要しない軽微な変更は別表第5欄以外の変更とする。

(財産の処分制限)

第7条 規則第25条の規定により制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条に規定する財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして町長が別に定めるもの

(補助金の返還)

第 8 条 本補助金の交付後、補助要件を満たさないことが判明した場合は、本補助金の交付を受けた者は、補助金の全額またはその一部を町に返還するものとする。ただし、特別な理由があり、町長が返還の必要がないと認めた場合はその限りではない。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 10 日から施行し、令和 8 年度に限り適用する。

別表（第3条関係）

1 補助 事業	2 事業 実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要変更
渇水対策 等緊急事 業	1 岩美町地域 計画（農業経営 基盤強化促進法 （昭和55年法律 第65号）第19 条第1項に規定 する地域計画を いう。）におい て、「地域内の農 業を担う者」と して位置づけら れている農業者	①平時に行う用水確保に係る対策は除 く、令和8年7月24日から同年8月31 日までの間において、岩美町内の農地に 対する緊急的な渇水対策に要した経費 のうち次のいずれかに該当するもの。 （1）ポンプ、発電機、散水車及びポンプ 車等の賃借に要した経費 （2）ポンプ及び付属部品等の購入に要し た経費 （3）用水確保に必要な機器等の燃料費 （4）用水確保のための掘削作業委託料 （5）その他用水確保に要した経費のうち 町長が必要と認めるもの	①96.5%	補助金の 増額
	2 2者以上で 共同して農業を 行う者	②平時に行う用水確保に係る対策は除 く、令和8年7月16日から同年7月23 日までの間において、岩美町内の農地に 対する緊急的な渇水対策に要した経費 のうち次のいずれかに該当するもの。 （1）ポンプ、発電機、散水車及びポンプ 車等の賃借に要した経費 （2）ポンプ及び付属部品等の購入に要し た経費 （3）用水確保に必要な機器等の燃料費 （4）用水確保のための掘削作業委託料 （5）その他用水確保に要した経費のうち 町長が必要と認めるもの	②70.0%	
	3 その他町長 が認める者	③令和8年4月1日から同年7月15日 までの間において、岩美町内の農地に対 する渇水に備えた事前対策に要した経 費のうち次のいずれかに該当するもの。 （1）ポンプ及び付属部品等の購入に要し た経費 （2）その他事前対策に要した経費のうち 町長が必要と認めるもの	③70.0%	